

総務省の日本郵政公社に対する 検査・監督(コンプライアンス及び 内部統制関係)について

平成19年4月3日

総務省

コンプライアンス及び内部統制等に係る業績評価について

● 業績評価とは

毎事業年度及び中期経営目標期間終了後の業績を評価し、その後の取組に反映させるもの

● 総務省の主な取組

○ 17年度業績評価において「コンプライアンスの徹底」について取組の強化が必要と厳しく評価
(平成18年8月)

○ この中で、特に、

- ① 部内者犯罪の防止、
 - ② 現金過不足事故の防止、
 - ③ 郵便料金不適正収納、
 - ④ 簡易保険の不適正募集、
- については、経営の最重要課題として取組を強化することを要請



● 郵政公社の主な取組

○ 上記業績評価結果を受け、「内部統制強化のための改善計画」を公表
(平成18年9月)

○ この中で、

- ・ 経営の最重要課題として取組強化を求められた上記①～④の4項目について改善策を提示
- ・ 監査体制強化等のため、常勤職員約1,200名、非常勤職員約900名の要員を措置
- ・ 予算措置として、全体で1,500億円を見込む 等

郵便業務に対する検査・監督

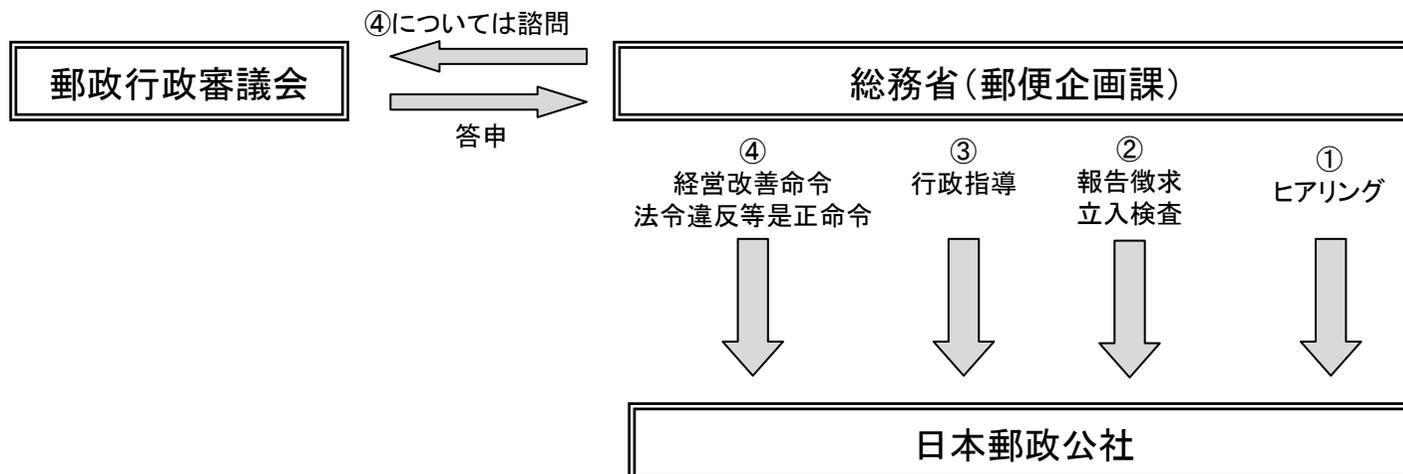
① ヒアリング

② 報告徴求・立入検査(公社法第58条)

これまで「別納郵便料金横領事件」、「特別送達の取扱い」、「郵便法第9条違反事件」、「年賀特別郵便の取扱い」に関して報告を徴求

③ 行政指導

④ 経営改善命令(公社法第60条)又は法令違反等の是正命令(公社法第61条)



日本郵政公社に対する経営改善命令について

1 経緯

料金不適正収納に係る不祥事案の発生を受けて、公社においては、防犯指導の徹底・引受郵便物の検査体制の改善などの再発防止策を策定したが、総務省による立入検査の結果、当該再発防止策が徹底されておらず、内部管理態勢が不十分であると認められたこと、また、料金不適正収納事案の根絶には至っていないことから、経営改善命令を発出

2 経営改善命令の発出

平成18年8月10日、日本郵政公社に対して別後納郵便料金の適正収納等に関して経営改善命令を発出

[命令の内容]

- ① 別後納郵便料金収納に係る二重チェック体制を実効あらしめるよう内部管理態勢を充実・強化させること
- ② 本社及び支社において郵便局における業務運営の状況を的確に把握し、適切な対応指示を行い得るよう内部管理態勢を充実・強化させること(本社からの指示が徹底されるよう内部管理態勢を充実・強化させることを含む)
- ③ 検査の過程において判明した「料金適正収納マニュアル」等の不備について必要な見直しを行うこと
- ④ 法令等遵守態勢の抜本的な見直し・改善を図ること
- ⑤ ①から④までについて講じた措置について1ヶ月以内に総務省に報告すること

3 その後の措置

- 平成18年9月11日、日本郵政公社から経営改善命令に関して講じた措置の報告を受領
- 平成18年12月11日、日本郵政公社から上記措置の実施状況及び追加的に講じた措置について報告を受領
- 今後、本年5月までに日本郵政公社から上記措置の実施状況等について報告される予定

郵便貯金業務・簡易生命保険業務の監督

1 ヒアリング

- ① 監督方針に基づくヒアリング
- ② 検査部門による指摘事項に対するヒアリング
- ③ 決算ヒアリング、業績評価ヒアリング
- ④ その他随時ヒアリング(必要に応じ)

2 報告徴求(公社法第58条)

これまで「預入限度額管理」、「貯金・保険の現金過不足」、「個人情報保護管理態勢」、「システムリスク管理態勢」、「苦情等対応態勢」等31件報告を徴求

3 行政指導

4 経営改善命令(公社法第60条)又は法令違反等の是正命令(公社法第61条)

(参考) 本事務年度の監督方針に規定し、重点的に検証を行っている事項

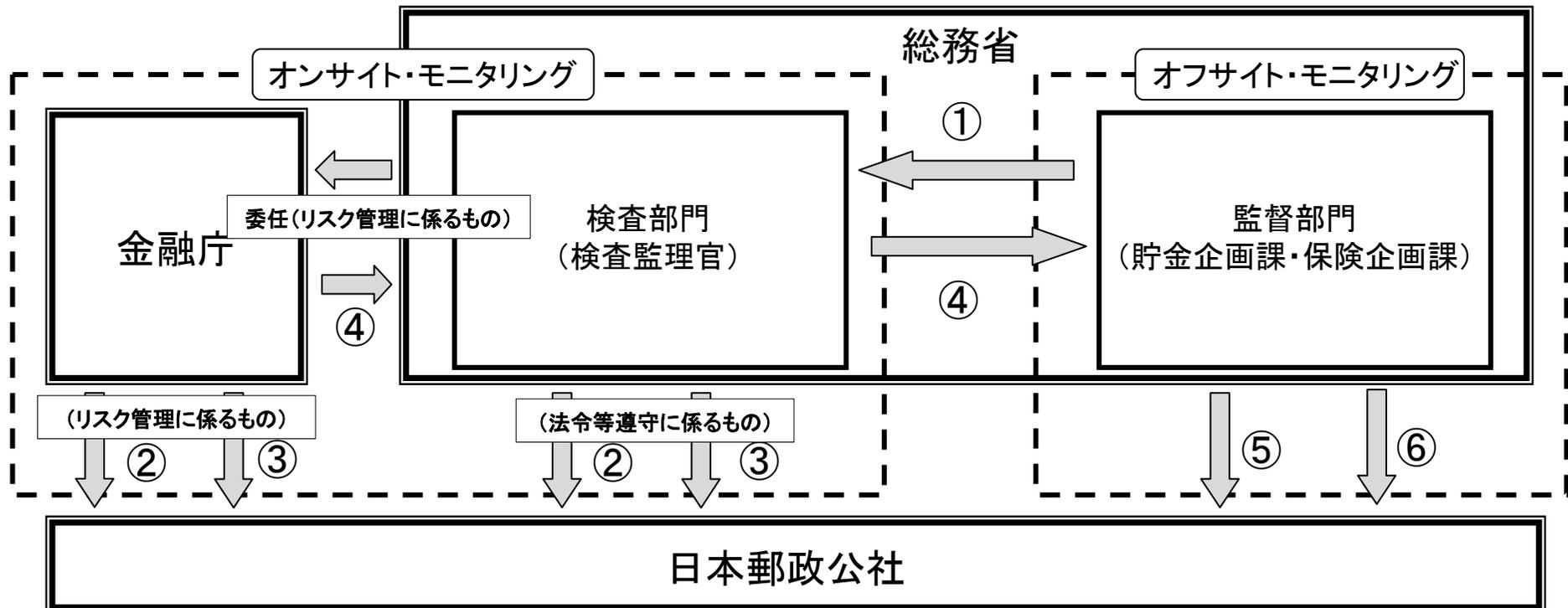
- ① 現金過不足の是正
- ② 限度額管理の徹底
- ③ 本人確認の徹底
- ④ 個人情報保護管理態勢
- ⑤ 簡易生命保険の不祥事件報告態勢
- ⑥ 保険募集管理態勢
- ⑦ 内部監査態勢
- ⑧ 苦情等対応態勢
- ⑨ システムリスク管理態勢
- ⑩ 金融取引の安全確保態勢
- ⑪ 犯罪の防止対策

郵便貯金業務・簡易生命保険業務に対する検査・監督の関係

監督方針に定める、公社の郵便貯金業務・簡易生命保険業務に対する検査・監督の連携体制は以下のとおり

- ① 検査事務年度開始にあたり、連携会議開催(当面の監督課題、新事務年度の検査方針等を相互に説明)
- ② 日本郵政公社に対する検査
- ③ 日本郵政公社に対し、検査結果通知
- ④ 検査結果報告・通知内容詳細説明
- ⑤ 日本郵政公社に対し、指摘事項について報告徴求
- ⑥ 報告内容に対するヒアリング

【イメージ図】



郵便貯金業務・簡易生命保険業務の総務省検査

1 検査の実施(公社法第58条等)

総務省は、「法令等遵守」を中心に平成15年度から毎年定常的に検査を実施。

「リスク管理」に係る検査については、内閣総理大臣(金融庁長官)に委任(公社法第59条第1項、同法施行令第28条)。

2 検査体制

9名

3 検査内容

毎年度、重点的な検査事項等を定めた検査方針を策定し、検査を実施。

平成18年度は、検査方針に定めた下記の事項に重点を置きつつ、その他の事項も含め網羅的に検査を実施。

(実施期間:平成18年8月21日から平成19年2月2日まで)

※ 検査方針に規定し重点的に検査を行った事項

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ① 郵便貯金の不祥事件対策及び簡易生命保険の募集管理態勢 | ④ 簡易生命保険の団体取扱い |
| ② 郵便貯金の総額管理及び簡易生命保険の加入限度額管理 | ⑤ 顧客情報の保護 |
| ③ 現金過不足事故 | ⑥ 本人確認 |

4 検査結果の取扱い

公社に検査結果を通知(3月5日)するとともに、監督部門から公社に対し、改善・対応策等の報告を徴求中。